

## 「大学等における知的財産権の積極的活用等について」 意見整理

### ． 大学等における知的財産権の積極的活用

#### - 1. 体制整備について

##### < 意見 >

大学の中で知財に対する資金というのは実は当初ゼロである。大学で解決するのではなく、国としてどうするのかという形の指針を出していただきたい。

##### < 取組状況 >

(文部科学省):

国立大学等における知的財産の取得等にかかる経費については、15年度以前は文部科学省より配分を行っていたが、16年度の法人化に伴い、各大学等において独自に確保することが求められている。

文部科学省では、知的財産の原則機関帰属化や知的財産推進計画等の方針に鑑み、各種会議において各大学等に対して知的財産関連費用の確保を奨励するとともに、平成16年度より、外国への出願経費等を支援する「技術移転支援センター事業」を、科学技術振興機構において行っている。

また、競争的資金等の間接経費を知的財産関連費用に活用することを促すため、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」の間接経費の用途の例に知財関連費用を明記することを現在内閣府が調整しているところ。

(経済産業省):

大学研究成果の産業界への移転を促進するため承認TLOに対して支援を行っているところ。特に海外出願については出願に対する支援も実施している。(TLO補助金平成17年度政府予算案9.0億円)

##### < 意見 >

技術移転の対価として大学等が得た報酬については、研究環境の整備のために使用する等の条件を課した方が良いのではないか。

##### < 取組状況 >

(文部科学省):

機関帰属により大学が得た特許等による報酬については、まず特許法第35条に基づき、発明者に対して相当な対価を支払った後に、残余はその大学等の知財の管理・活用のための体制整備をはじめとした教育・研究環境の充実に使用されていると承知している。

< 意見 >

TLOを通すと非常に手間がかかるということが現実問題としてある。そういう運用上、手続上、非常に複雑になってきているのではないか。

TLOへは少し具体的なケースごとの案件なり、あるいはもう少し丁寧な指導というものが必要になってきた時期になっているのではないか。また、かなり知財本部の中でも混乱しているので(特に医学系において)具体的な方向性等を示すことが必要ではないか。

< 取組状況 >

(文部科学省):

研修会開催の支援など、大学知的財産本部とTLOの全国的な連携組織である「大学知財管理・技術移転協議会」の活動を支援し、産学官連携・技術移転に関する成功事例の調査や情報の交換・共有等を促す。

国立大学法人法において承認TLOに対する出資の規定を盛り込むことで、国立大学が承認TLOの経営に参画することが可能となり、技術移転を通じての大学と承認TLOとの連携がより円滑に行えることとなった。

(経済産業省):

大学研究成果を産業界に円滑に移転するシステムを構築する上では大学、TLO等と企業が組織対組織の関係で相互連携することが重要であり技術移転等に伴い一定の手続きは必要となると考えられる。今後、これらの手続き等を簡素化し柔軟にしていくことが重要。

経済産業省では、TLO、大学・知的財産本部等の産学連携活動について産業界から見た評価(レイティング)を行っているところ。

今後、評価結果を集計・分析した上で、個別TLO、大学に対してフィードバックを行いTLO、大学・知的財産本部の運営面での改善を促進していくこととしている。

< 意見 >

全体として知的財産取得管理体制の整備は進んだが、大学等が関与する紛争処理への対応等知的財産の活用に関する問題が顕在化しつつある。この問題についても適切に対応できるような体制整備を図る必要があるのではないか。

## - 2. 産学官連携について

### < 意見 >

知財の一つの大きな強みは、大学の中で特許権というか、知財があるということで、それを元に産学官連携がやれることである。特に企業にとっては大学が知財をちゃんとやれるのかどうかによって共同研究をやるかどうかという視点が出てくる。それで、現在は不実施補償であるとか、いろいろな障害が今、懸念されているが、知財と産学官の連携のことについて、基準的なもの、規則的なものができるばさらに円滑に進むのではないか。

### < 取組状況 >

(文部科学省):

平成16年度の国立大学の法人化を機に、知的財産の原則機関帰属を推進し、大学等の知的財産に対する戦略的・組織的取組みのための体制整備を支援するため、大学等知的財産整備事業(43事業)を実施している。平成17年度予算案においては、大学知的財産本部の充実・強化と組織的に産学官連携を推進するための「スーパー産学官連携推進本部事業」を措置。また、研究現場に知的財産担当者を配置するため産学官連携支援事業として「産学官連携コーディネーター」を各大学に配置している。

また、平成17年1月にいわゆる「不実施補償」などの問題に適切に対応できるよう大学等の契約・交渉担当者の契約実務能力の一層の向上を図るため、国公私立大学関係者による「産学連携に係る契約担当実務者のためのセミナー」を開催した。

(経済産業省):

経済産業省では、TLO、大学・知的財産本部等の産学連携活動について産業界から見た評価(レイティング)を行っているところである。

全体的な傾向としては、昨年4月の国立大学の法人化後以降の過渡期において、大学側の硬直的な対応が多く見られたとの指摘があるものの、不実施補償に関する契約などについては、個別大学と個々の企業がそれぞれ交渉を重ねた結果、多様な契約が行われつつある状況。

今後、評価結果を集計・分析した上で、個別大学に対してフィードバックを行い大学・知的財産本部、TLO等の運営面での改善を促進していくこととしている。

また不実施補償などについては、今後も日本版AUTM等の場で産学の関係者の認識共有を図っていくことが重要。

### - 3. 特許法69条(特許権の効力が及ばない範囲)1項の解釈について

#### < 意見 >

大学の生命科学系では、大学というのは物をつくる現場ではなくてミッションが違うので、大学が例外になるように検討していただきたい。

特許法 69 条の問題は、アメリカでの議論をそのまま日本に持ってくると国力、国の産業力という大事な観点が抜けてしまう可能性があるのではないか。

実用化に向けての製品評価とか技術評価など地味ではあるが非常に大事な評価の部分の研究が解釈によってものすごく大きく変わるのではないか。

この 69 条1項で特許庁の解釈でやったときに一番影響が出るのは、バイオの分野であり、スクリーニング特許、リサーチツール特許はそれがなくては開発ができないという状況の段階に入っているのではないか。

特許権の効力が及ばない範囲については、ある程度日本の中でのガイドラインというものを明確にして、大学の研究者が日々研究するに当たって安心して行えるようにすべきではないか。

#### < 取組状況 >

(特許庁):

69条に関しては一般的な解釈を行った判例が存在しないこともあり、昨年、産業構造審議会の下部委員会である特許戦略計画関連問題WGにおいて、従来から我が国で通説とされている学説を基に、69条の解釈に関する事実関係を整理した(特許庁が新たに69条の解釈を行ったわけではない)。上記審議会では、欧米、アジア諸国の制度も参考にして、各界有識者によって検討した結果、従来から我が国で通説とされている69条の解釈に特段の問題はないとの結論に至った。

また、今後、大学向けパンフレット「研究成果を特許出願するために」に掲載した、この通説の解釈に基づいた考え方を、事例の追加等によってより一層の明確化を図っていくこととしている。

また、上記整理を踏まえて、リサーチツールも含めた特許使用の円滑化について、プロジェクトチームで議論されると伺っている。

< 意見 >

方法の特許、リサーチツールも含めて上流特許は下流側に随分たくさんの改良発明、改良技術がないと事業化していかず年限のかかるものであり、下流側を阻害する可能性もあるというような位置付けにあるのではないか。

< 取組状況 >

(特許庁):

ご意見の趣旨を必ずしも的確に理解しているわけではないが、上流特許に加え関連する下流特許も併せて網羅的に取得する、いわゆるパテントポットフォリオ戦略の有効性と当戦略に対応した特許庁の取り組み(企業等二 - ズに即して、関連する出願をまとめて同時期に審査)について、企業との意見交換等の場において普及啓発しているところ。

< 意見 >

最初のコンセプト特許に対してしかるべき権利を確保して、インセンティブを与えるのは非常に重要だが、排他性が強過ぎると実用化レベルで問題が多いのではないか。長期間多くの投資が必要なバイオ分野では、リサーチツール特許という上流の権利が強すぎるにより研究の自由度が阻害される影響は大きいため、この点を解決すべきではないか。

< 取組状況 >

(特許庁):

昨年、産業構造審議会の下部委員会である特許戦略計画関連問題WGにおいて、上流技術であるリサーチツール特許の利用円滑化を図るとの趣旨で、我が国裁定実施権制度の運用見直し(緩和)という視点から検討したが、TRIPS協定をベースとした国際協調の維持や我が国の知的財産政策(知財重視)との関係などから、「裁定実施権制度」という視点からのみ拙速に結論を出すべきではなく、慎重な対応が必要との結論に至った。また、考える他の対応策、例えば、研究を目的とする場合のライセンスの活用やそれを促すための指針、国費を原資とする場合の特許発明についての契約ガイドライン策定などの施策が重要である旨指摘された。

< なお、大学等の研究活動における他者の特許発明の使用円滑化については、PTにおける検討を待ち、その報告を受けて審議を行うこととする。 >

## ． 大学発ベンチャーにおける知的財産の円滑な活用

### < 意見 >

どこの大学もルール策定は進んでいるがこれをどう活用するのか、運用するのか。だれに相談したらいいのか、どう使っていくかということを確認にしていくことが必要ではないか。

利益相反の問題については、ある機関であれば許されることが別の機関では駄目であるなど、アクティブな方ほどそういうものの被害を受けるということで、非常に阻害要因になっていく。公益性という立場で明確に、しかも実務レベルで判断ができる状況を、個々の機関ごとにはばつきがある状態ではなく、日本全体として統一した形で作り上げていということが重要ではないか。

特に、国立大学法人については、本当の法令違反ではない利益相反の範疇と本当のグレーの部分が重なっているように思われる。このような状況を明確化する必要があるのではないか。

実務レベルでは、グレーゾーンが多くまた明確な判断基準もないので、新しいベンチャーを立ち上げよう、投資をしていこうという者の意欲をかなり削いでいる。このグレーゾーンをできるだけ少なくしていく必要があるのではないか。

株等を購入するケースでは、個人情報の取り扱いがかなり問題になってきているというところも実例として出てきていることを踏まえ、利益相反ルールでどこまで個人情報等が大学等で守れるかについても十分検討すべきではないか。

### < 取組状況 >

(文部科学省)：

利益相反は産学官連携を進めることにより当然に発生するものであることから、各大学等においては、それぞれのポリシーに則したマネジメント体制を構築し、組織として実施責任を果たすことが求められている。

これまで文部科学省では、科学技術・学術審議会ワーキンググループでの「利益相反ワーキンググループ報告書」(平成14年11月)において正しい理解とマネジメント体制の構築の必要性を示し、更に各大学におけるマネジメント体制の構築を支援するために「国立大学法人における責務相反・利益相反マネジメント体制の構築と運用について」(平成16年3月東北大学に研究委託)を作成・配布した。その後、平成16年8月に国公私立大学等を対象として「利益相反マネジメントを考える会」を開催するとともに、大学知財管理・技術移転協議会主催のセミナー開催を支援するなど、利益相反への対応について意見交換の場を設け、各大学におけるルール・体制づくりを促進したところである。

利益相反は法令違反とは異なり、国により一律に判断基準を示すべきものではないが、各機関における取組を支援するため、現在、マネジメント体制運営のための情報発信の一貫として、利益相反の事例についての委託研究を

行っており、完成次第事例集を配布する予定。このほか、来月(平成17年3月)には、利益相反の中でも特に慎重な対応が求められる「臨床研究・臨床試験における利益相反」に特化して、関係者間で十分な議論を行うことを目的としたワークショップを開催することとしている。

(経済産業省)：

昨年8月の日本版AUTM(大学知財管理・技術移転協議会主催)において、利益相反マネジメントに関する分科会が設けられ、TLOや知的財産本部等の実務者、利益相反に関する有識者等による議論を経て、利益相反は産学連携を進める上で避けることのできない事柄であり、個々の大学で組織的にマネジメントすることが必要であるとの議論のとりまとめがなされたところ。

また、今後も、日本版AUTM等において具体的な利益相反マネジメントの事例を共有化しノウハウを蓄積していくことが重要。

(参考)日本版AUTM型セミナー2004 利益相反セッション議論とりまとめ  
(平成16年8月8日、大学知財管理・技術移転協議会 ビジネス委員会)

- 1) 産学連携を進めるのに当たって利益相反は避けられないという認識が必要である。
- 2) 利益相反が何故問題となるのかを関係者が良く理解することが重要である。
- 3) 利益相反は、産学連携を行う複数のプレイヤーが存在しているため、様々な利益相反事例に係る知見を集約し、大学として統一的な対応を図るためにも組織としての対応が求められている。
- 4) 利害関係者である教員個人が判断することは、社会的に見て独善的であり、問題があると判断される場合が多い。このような状態では安心して産学連携を行っていくことが難しい。

そのため、

・利益相反ガイドラインの整備

・利益相反委員会の設置 等

を組織として推進していくことが重要である。

- 5) 基準を設定しても常に社会の動向などにより利益相反・責務相反の定義が変わりうる可能性があり、常に外部から利益相反ではないか？との指摘を受ける可能性がある。外部有識者を踏まえた見直しを行い、妥当性のあるマネジメントを行っていくことと、外部からの指摘に対する大学の対応が重要となる。

・ 地域の自然資源等を活かした知的財産の創造及び活用

< 意見 >

地域の自然資源(海洋生物、山間植物等)の中には、有効成分や有用な遺伝子を含有するものも多くある。これらを抽出する等して、知的財産として適切に保護し、また活用する方策を検討し、またそのような活動に対する支援を強化すべきではないか。

< 意見 >

自然資源のみならず、地域の持つ産業それプラスアルファの付加価値を付けるときに知財がどう絡んでくるかということも検討する必要があるのではないか。

< 意見 >

例えば地方の知財として伝統工芸みたいなものがあり、そういったノウハウを活用して何か促進できないかというようなことがコンテンツの方でも模索されている。ものづくりの技術とユビキタスのようなIT技術、科学技術を組み合わせて新しい製品に対して、こういった知財をどう扱っていくのか。どうやって流通したり保護していくかということについても検討すべきではないか。

< 意見 >

地域的に見て地方の資源というものを一番利用したいはずの東京の企業がなかなか知ることができない。地方は地方で開発研究しているが、どうしてもそれを地方の企業にしか開示しないというようなところが非常に多い。それを全国的にリンクできるような方法を検討する必要があるのではないか。

< 意見 >

大学で発明されたものを中小企業の人が使おうと思って非常にレベルが高過ぎる。県あるいは公設試験研究機関が技術を民間に使いやすいように開発するような体制づくりや連携強化を検討する必要があるのではないか。

< 意見 >

地方自治体の所属の研究機関等については、縦割りでなく地域諸機関が連携をとって、有効な知的財産の創出に取り組むようにすべきではないか。

## ・ 知的財産専門人材の確保・育成

### - 1. 普及・啓発

#### < 意見 >

理科系の学生は科学技術をしっかり学ぶということが一番の基本であるが、同時に法務を活用する知財のルールもしっかり理解することが重要である。学部あるいは大学院の段階で全員が知財の関係を学ぶような機会をつくり、場合によって必修科目あるいはそれに準ずるような仕組みをとることなどを促していくことが必要ではないか。

#### < 意見 >

研究活動において知財がどう関連してくるかということをブレイクストーミング的に学習することが必要ではないか。そのためにも、知的財産については、啓発的なことをしながら皆で認識を共有することが必要。そういう意味での教育というものも大学の中に取り入れなくてはいけないのではないか。

### - 2. 専門人材

#### < 意見 >

特許庁の任期付き審査官の採用は、昨年からスタートをして10倍の倍率であり、その98人中、博士を取得している方が23人いる。こういう方は将来の弁理士あるいは最先端の知財のスペシャリストとしての期待ができる。この500人計画を確実に達成していただくということは人材という意味でも大事ではないか。

#### < 取組状況 >

(特許庁):

知的財産推進計画2004において中期・長期目標が設定され、その実現のために、引き続き必要な審査官及び任期付審査官を十分に確保することとされている。このため、平成16年度から5年間にわたって毎年100名、合計500名にのぼる任期付審査官の増員を図ることを目指している。平成16年度は任期付審査官98名の増員が図られ、平成17年度予算案においても、任期付審査官98名の予算が確保されている。今後も、合計500名にのぼる任期付審査官の増員を目指して努力していく所存である。

< 意見 >

大学の中で契約に関する知見を有する担当者、法務の理解できる者が不足している。法務経験者を大学において確保する必要があるのではないか。

< 意見 >

ルールができたときに運用する人材の問題というのが一番現場では大きい。日常レベルで利益相反の判断をしていく実務家を十分育てて、グレーゾーンについても相当な明確な判断基準を持って指導をしていけるような人材を育成すべきではないか。

< 意見 >

ポスドク等1万人支援計画の中でかなりのポスドクそのものがそろそろ行き先というものを考えなければいけない時期になっており、研究人材だけではなくて知的専門人材のための具体的な制度というものが必要なのではないか。従来あるポスドクとしての仕組みの中に専門人材にいくためのグラント等を用意するなり、あるいは具体的なそうしたマッチングの大学院教育をするといったようなことが必要ではないか。

< 取組状況 >

(文部科学省):

科学技術・学術審議会人材委員会での「高度な専門能力を有する博士号取得者等が、大学等の研究機関における研究者としてのみならず、社会の様々な場において、多様な役割を担い活躍するためには、大学院博士課程における産業界や行政機関等での活躍も視野に入れた教育機能の強化を図る。」との指摘等を受け、「大学院博士課程において、研究科又は専攻レベルの目的・役割に沿って、進学からキャリアアップまでの一貫した教育支援プログラムを実施する研究教育拠点を重点的に支援するとともに、博士号取得者等が多様な場で活躍できるよう大学院博士課程における組織的な取組の促進」に取り組んでいる。

また、中央教育審議会大学分科会での「我が国の高等教育の将来像(答申)」では、「大学院教育の実質化のための重要課題」の中で、「特に分野別検討の深化が必要と考えられる課題」として、「社会のニーズと大学院教育の適切な対応関係の確保のための方策」や、「大学院修了者のキャリアパスの多様化の促進方策」が挙げられており、現在、同分科会大学院部会のもとに分野別ワーキンググループを設置して検討を進めているところ。

なお、独立行政法人科学技術振興機構の技術移転支援センター事業において、大学等で技術移転業務を行っている人材を対象として、知的財産を含む技術移転に必要な知識の習得等を目的とした研修を行っており、17年度よりポスドクも対象に含める予定。

(経済産業省):

経済産業省では、ポスドク等を対象に研究業務のみならず TLO 等の知財管理・技術移転業務について OJT を中心とした研修により人材育成について支援しているところ。(NEDO フェロー事業(17年度政府予算案4.9億円))

< 意見 >

法律と技術の両方をわかる人が育っていただくということは非常に大事で、ポスドクの方を含め博士課程修了者が法科大学院に進むインセンティブをしっかりとつくるということが大事ではないか。

< 取組状況 >

(文部科学省):

理系人材を含め幅広いバックグラウンドを持った人材が法科大学院に入学できるように、法科大学院入学者において、法学を履修する課程以外の課程を履修した者が3割以上となるよう告示しているところ。

平成 15 年文部科学省告示第 53 号(専門職大学院に関し必要な事項について定める件)

< 意見 >

インターンシップとかそういうものだけではなく、人材育成についてコミュニケーションするための方策が必要なのではないか。

< 意見 >

e - ラーニングを知的財産教育でも積極的に活用していく必要があるのではないか。その際、著作権をどうするかという問題がある。著作権を必要以上に意識すると、e - ラーニングが目指すオープンなアクセスに制限がかかってしまうので、そこら辺の矛盾をどういうふうに解釈していくか、検討すべきではないか。